



2022年5月23日

各 位

会 社 名 グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表者名 代表取締役社長 青柳 史郎
(コード：4417 東証グロース)
問合せ先 代表取締役副社長 管理本部長 原 伸一
(TEL 03-3578-9001)

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第39回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、取締役に対して当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本株主総会に、譲渡制限付株式報酬制度の導入を付議しております。

今般、上記の譲渡制限付株式報酬制度のための新株発行に伴う当社株式の希薄化を防ぐ観点から、当社の親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和（以下、BBS という。）に対し、BBS が保有する当社株式の一部買受を打診し、協議の結果、当社の中長期的な企業価値向上に資する施策である旨をご評価いただき、自己株式の取得（以下、「本自己株式取得」という。）を行うことで合意いたしました。

なお、本自己株式取得は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得として行うことといたしたく、ご承認をお願いしたく存じます。

1株当たりの取得価額につきましては、BBS と協議の結果、以下「2. 取得に係る事項の内容 (5) 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法」に記載の方法にて算出することとしております。

2. 取得に係る事項の内容

(1)	取得する株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する株式の数	25,000株を上限とする。 (発行済株式総数に対する割合 0.75%)
(3)	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭とする。
(4)	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額	125,000千円を上限とする。
(5)	株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法	以下のいずれか低い価格とする。 ・2022年6月21日（本株主総会の前日）の東京証券取引所グロース市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格） ・2022年6月22日（本株主総会の日）を含む直近3か月の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（1円未満の端数は切り捨てる）
(6)	取得する相手方	株式会社ビジネスブレイン太田昭和

(7)	株式を取得することができる期間	2022年6月23日から2022年9月30日まで
-----	-----------------	--------------------------

3. 取得先の概要

(1)	商号	株式会社ビジネスブレイン太田昭和
(2)	所在地	東京都港区西新橋一丁目1番地1号
(3)	代表者	代表取締役社長 小宮 一浩
(4)	事業内容	経営及びシステムコンサルティング、ビジネスシステム開発など
(5)	当社との関係	当社の親会社であり、商品・サービスの販売等の取引があります。

当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2022年3月31日)	21,955 個 (2,195,500 株)	66.00%	第1位
異動後	21,705 個 (2,170,500 株)	65.74%	第1位

- (注) 1. 異動前及び異動後の総株主の議決権に対する割合は、2022年3月31日現在の株主名簿を基に自己株式及び議決権を有しない株式を除いて算出しております。
2. 総株主の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 異動後の大株主順位は、2022年3月31日現在の株主名簿を基に想定した順位を記載しております。

4. その他

(1) 取得予定の自己株式の処分方針

本自己株式取得により取得した株式の処分の方針は、2022年6月22日開催予定の第39回定時株主総会に付議しております取締役向け「譲渡制限付株式報酬制度」の株式交付に充当することを予定しております。また、その他の自己株式の処分の方針は、現時点において決定しておりません。今後、自己株式の処分の方針が決定し、開示すべき事項が発生した場合には、改めて開示いたします。

(2) 本自己株式の取得価額の決定方法等

本自己株式の取得に当たって、株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、前記2.取得に係る事項の内容(5)に記載のとおりとし、会社法第161条及び会社法施行令規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第2項及び第3項による売主追加請求権は生じません。

以 上